

刈谷市地域応援商品券 取扱店募集のご案内

刈谷市では、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、外出自粛などの影響を受けた地元店舗ならびに市民生活を応援するため、市民の方全員に「刈谷市地域応援商品券」を発行します。

この商品券を取り扱うには、事前に登録が必要です。下記の内容をご確認のうえ、ぜひお申込みください。

刈谷市地域応援商品券及び取扱店舗募集概要

発行額	・全市民1人につき5,000円(1,000円券×5枚) ※おつりは出ません。 ・発行総額7億6,500万円(見込み)
取扱店舗 (右記1~4 をすべて満た した店舗)	① 市内に所在する店舗であること。 ② 店舗面積が1,000㎡超の大型店でないこと。 ③ チェーン店、フランチャイズチェーン店でないこと。 ※ チェーン店は、市外に本店登記のある事業者が経営する店舗で、同一の屋号の店舗数が11以上の店舗です。 ※ フランチャイズチェーン店は、上記チェーン店を経営する事業者とフランチャイズ契約により営業する店舗です。 ④ 飲食店は、愛知県の「ニューあいちスタンダード認証」の取得又は「安全・安心宣言施設」の登録が済んでいること。
商品券の 使用対象と ならないもの	① 次に掲げる物品等の購入 金融商品、たばこ、不動産、宝くじ、金券、プリペイドカード等の換金性が高いもの ② 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業における役務の提供に係る支払 ③ 事業活動に伴って使用する原材料、機器類や仕入れ商品等の支払 ④ 不動産の賃借に係る費用の支払 ⑤ 国税、地方税、使用料その他の公租公課の納付及び納入 ⑥ その他商品券の発行の趣旨にそぐわないもの
使用期間	令和3年11月25日(木)～令和4年2月28日(月)
換金期間	令和3年12月～令和4年3月初旬で月2回、合計6回の予定
店舗配付物	取扱店に掲示するポスター、ステッカー、換金用キット、取扱マニュアル(予定)
換金方法	使用済み商品券を事務局(委託事業者)に郵送し、事務局が取扱店の申込時に指定された口座へ振り込みます。(昨年度のプレミアム商品券事業と同様の想定です。)
手数料	取扱店の登録手数料、換金手数料はともに 無料 です。
申込方法	FAX(0566-24-6049)で、 令和4年1月31日(月)まで に「登録申請書」及び「口座情報登録申込書」を刈谷商工会議所へ提出してください。 なお、申請書等の様式は、商工会議所及び市ホームページからダウンロードできます。 ※申請期限後は、全世帯に配付する取扱店一覧には掲載されませんが、登録は可能です。 (ポスター、チラシの配付は在庫状況によりできないことがあります。) ※登録には刈谷市の審査があります。

お問い合わせ先

刈谷商工会議所(電話0566-21-0370)

刈谷市役所商工業振興課(電話0566-62-1016)